

1. 策定の背景

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

市町村は、**大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）**を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

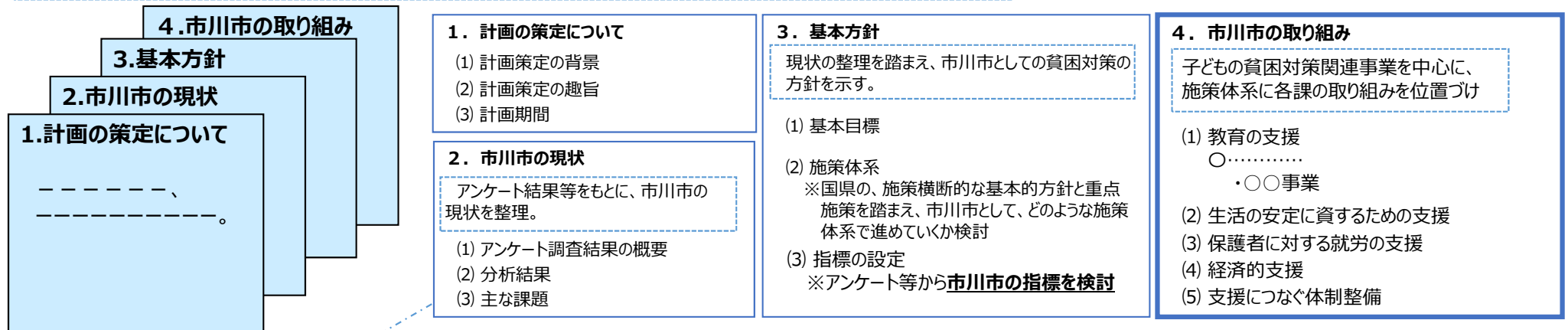
⇒令和6年4月のスタートを目指し、『(仮称)市川市子どもの貧困対策計画』を策定するもの

基本理念

- ・社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- ・子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- ・背景に様々な社会的な要因があることを踏まえること
- ・国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取り組みとして行うこと

2. 計画全体構成（案）

策定方針：国・県の大綱・計画をふまえつつ、アンケート調査結果等から市川市の現状を整理し、市川市としての貧困対策計画を策定。



○アンケート調査について

市内における子育て世帯の経済状況や、生活状況、支援ニーズ等についてアンケート調査を実施。

実施時期	令和4年度10月～12月
対象者	・小学5年生のいる世帯の親と子 約1,300世帯 ・中学2年生のいる世帯の親と子 約1,500世帯 ・子どもへの支援を行っている関係機関
回答率	・小学生調査 : 94.4% ・中学生調査 : 88.5% ・保護者調査 : 88.0% ・関係機関調査 : 50.8%
調査目的	生活状況や子どもの様子、学校生活等について、その実態の把握及び貧困状況にある子どもや家庭の現状・課題について、子どもや家庭に対する必要な支援の検討

○市川市の取り組みについて

これまでも子どもの貧困にかかわる事業は実施

⇒**体系別に整理し計画に位置付け、切れ目なく支援していく体制を構築へ**

《事業例》

事業名	事業概要	貧困対策における効果
コミュニティ・スクール 地域学校協働活動推進事業	子どもたちを中心とした、家庭・学校・地域の連携・協働を推進。	地域において貧困対策の情報共有の実施
子ども医療費助成事業	高校生相当年齢までの子どもの医療費保険適用分の全部又は一部を助成する	子育て家庭の経済的負担軽減

○今後のスケジュール

『市川市子ども・子育て会議』の意見を伺いながら、庁内各課と調整し計画を策定。

令和5年 8月	第1回子ども・子育て会議 ：アンケート結果の報告及びそれに対する意見聴取
10月	第2回子ども・子育て会議 ：計画素案を審議会へ提示、内容の審議
～12月	計画案パブリックコメントの実施
令和6年 1月	第3回子ども・子育て会議 ：計画案の最終審議